

平安朝に於ける舞踊について (中)

櫻 井 秀

四 内宴その他の朝儀と唐風舞踊

平安の世舞妓出演のことありし朝儀は、單に踏
歌のみに限らざりき。正月七日及内宴の如きみな
その演技を行はれ、また臨時に御覽せらるゝも多
くありしならむ。九曆天徳三年十月十九日條に、

召内教坊女妓於清涼殿西渡殿、令彈琴、給饗
祿事、

本文は音楽の例なれども、舞踊についても同一
の事實あるべし。而してかくの如き状態を保てり
し理由もまた察するに難からず。そは當時に於け
る雅樂の舞踊が技術者側よりしても觀者の方面よ
りしても、互に興味を以て迎へられ、従て演奏が

形式化することなく、何人も席に於て倦怠を感ず
るの恐れなかりしに基くものと信ず。

内宴は初春宮廷の嘉例にして、弘仁年中に起原
すと稱せらる。²⁾その式日は廿一日にして、稀に然
らざることもありき。³⁾三代實錄卷四貞觀二年正月壬申條に
「天皇内宴近臣如常儀、凡每年正月
二十一日天子内宴於近臣、(中略)内教坊奏女樂」と見ゆ。然れど
も、菅家文章卷三の詩題に、「正月二十日有感(禁中内宴之日也)」
と記せしむるに於て、當日の女樂は上下の期待
頗ぶる大にして詩人が特にその美觀を詠せしもの
多く世に傳はれり。菅家文章卷三所收の作にも、

早春内宴、聽官妓奏柳花怨曲應製、

官妓誰非舊李家、就中脂粉惣恩華、○中略 豈

取含情怨柳花、舞破雖開飄綠朶、歡酣不覺落

銀釵、餘音縱在微臣聽、最歎孤行海上沙、

○設岐守たりしさきの作にして、仁和二年のものといふ。

當初の妓女は唐装して舞踏せしものなるべきもその風を徵すべきものあらず。たゞ續教訓抄に、次の如き一節ありて、年中行事畫卷内宴に描出せし舞妓の風が後世恐らく再興後のそれのものなることを確しせり。

元興寺寶藏ニ、玉樹裝束ノ櫃トイフ銘候ヒシ、……：件ノ裝束ノ體ヲ披見セラル、トコロニ、凡愚眼ノ及ブトコロニアラズ、遍ク青黃赤白黒ノ玉ヲ貫キ、五色ノ□ヲ莊レリ、……：

綠羅衣 コレヲ碧衣ト云

襦襦 コレヲ金雀玉ト云

青裳 コレヲ翠翹ト云

同帶八筋 兩方三重ノ文アリ

羅袴

金玉繫 コレヲ金頸ニ懸ル瓔珞吐差ト云

路ナリ

赤前垂裳 ノ前ニコレテ覆フ

玉貫 マ、天冠ニ似タリ

、、、、、

肩覆 八葉ノ座ニ似タリイマダミヲヨバズ

鳳沓 久利沓ニ似タリ草モテ造之

本文は寛治二年匡房の注進と稱せらるゝものにして、綠羅衣といひ青裳といふの類は實見者の物狀を記するの辭、碧衣金雀玉などいふは其品の實稱にして、(附箋などの存せしによりてあげしなるべし)。是により妓女服飾の一端を想像し得らる。即ち玉樹後庭花を舞ふときは、天冠名缺及金吐差を裝ひ、碧衣、翠翹裳に金雀玉襦襦羅袴を著し、

赤き蔽膝(？)及肩覆名缺を加へ、鳳沓を穿ちたりしなり。此種の服制を以て内宴舞妓圖のそれに比すれば、保元以降のそれが舊制を存せざること餘に明白なるべし。古く「山科家裝束部類」原書假にか同家舊藏の服制關係記事類の雜錄に過ぎずして、名實相反せり。所收藤井貞幹の説には幹按、内教坊舞衣唯一様、每舞非有其衣、年中行事畫内宴舞圖、其在舞臺者、與在後房者、其衣不異、亦可以一證矣、

なごいへれど、これ等は變化せし後の風を以て逆に古を推す者にして、採るに足らず。(貞幹はまた

青帯八筋とある帯を領中と解し、前垂とあるを裙かと疑へり。

右にいへるところのみを以てしても、舞妓の服制は平安初期——中期(?)と末期以降との間に著しき變遷ありしを知るべきが、鎌倉以降に及んでは更に退化せしものならんと想像せらる。即ち後成恩寺關白の次第には、「末額、插花釵、尋常唐衣、摺裳淺履」と傳へ、明に頭飾衣服等の中古よりも省略せられし事實を察せしむ。(想ふに本文は近古の装をあげしならむ。)

按ずるに内宴女樂の盛なりしは、朝家財政の未だ甚しく亂れざりし間に限らる。されば延喜天曆以降漸くにして衰運に向ひ、長元に至て終に廢せり。兵記保元三年正月二十二日條、かくて藤原信西の朝に立ちしとき、苦心經營その復興を試みしかど、舞踊、服飾(3)いづれも古と同じくするを得ざりき。のみならず行はるゝこと二年にして兵禍宮闈を炎し、妓舞ま

た絶えたり。

註

(1) 弘仁四年に起るさいふものあり。河海抄若菜所引内宴記にみえ唐

大宗舊風也。本文未だ確證なけれき、文德實錄四仁壽

四年正月己丑條に、近臣賜宴のこみを述べて、「預席

者不過數人此復弘仁遺美所謂内宴者也」云々。これによれば嵯峨の朝に始れるこのみは信すべし。

(2) 廿一—三日の間に於ける予日を以て行ふこの説、平安中期以降の書にあれども、そは後に及びて定れる慣例に過ぎざること、弘仁以降の事實に徴して知る。

貞觀のころは廿一日なりしが如し。

(3) 歴史地理三十四之五、信西傳二六—七頁、

(4) 兵記平治元年正月廿日條に、「今日内宴也、(中)四獻之間奏舞、(妓女裝束、櫻五、紅單、紅打、紅張

袴)云々。これを前文にあけし續教訓抄と併せ見れば、服制の推移甚しきを知るべし。而して本文の

趣を年中行事畫卷と参照すれば、その趣相似たり。即ち頭飾の唐様を遺存する點を除き、彼も是も共に

國風化せし装なりしを知らる。

終に少しく七日節會、内宴等に演出せられし舞踊の曲目を考へん。平安朝の初期に於ては恐らくその撰擇極めて自由なりしならむ。然かれども、同朝の中期以降はそれに反し、殆ど豫定せられし數曲のみを毎年反覆せしに過ぎざりき。中右記嘉承二年正月七日條に

内教坊別當大納言經定卿不昇殿於軒廊取舞妓奏、○中略舞妓進舞臺、皇帝、玉樹、萬歲樂、桃李花、喜春樂、五曲了退歸、

かくの如き例見えて、江家次第卷二七日節會條に載するところまた同じ。○西宮記及師記承暦五年正月七日條には後庭花を省き四曲す。皇帝、喜春樂の兩曲は蘇合、團亂旋、陵王、拔頭の四種と共に中古最も愛賞せられしが如し。(源爲憲の口遊音樂門にあげし誦文にみゆ)。

五 教坊制度

朝儀に出演すべき舞妓を養成するところは内教坊ナイケウバウとよむこと源氏物語末摘花、東屋等の卷にいつ。にして、上首を別當といひ、實技を能する大中納言を以てその任に充てらる。職源抄下に「堪其道之人稱之」といへり。古くは妓女のみならずして、舞童及音聲人等をも教習せりき。扶桑略記二十四、延喜十九年十一月十六日條、

中古の制によれば、坊に傳習生五十人あり。技に熟せるものを師として訓育せしむ。師は日常教授のことに従ふに留らず、舞妓の朝儀に出演する者を監視指導したり。江家次第卷二、七日節會條に、

舞妓等登舞臺、○中略舞五曲、必大曲一曲、舞師一人以大拍子進舞臺下教節度、每一舞了舞姫居、

なごいへるにて知るべし。かくて毎年初春七日の節天皇南殿に御して叙位白馬御覽の儀を行はれ群臣賜宴の際に臨み舞妓の謁見あり。「三節會次

第二類從八十九卷所收に記していはく、七日節
會條

天皇御南殿、(中略)内辨奏叙位宣命、(中略)

賜位記於叙人、(中略)次奏白馬奏、(中略)白

馬渡、(中略)内膳供御膳、八盤自南(中略)給臣

下飯汁、(中略)次供一献、賜臣下、(以下三献

まであり)次奏舞妓奏、(内教坊別當下殿、於

坤角壇上、召外記二催奏、(中略)次將持參奏、

(中略)別當見奏加署、(中略)昇殿付内侍復

座、(中略)次舞妓參進、次舞妓拜、(下略)

當日内教坊別當の奏するところの者を坊家奏とい

ひ、前年傳習の舞曲及受教妓女の名を祿する文な

りとす。

然れども後世に至ては、全然形式となりて残れる

のみ。試みに幕末の例をあぐれば橋本實麗卿記

サチアキラと訓むこと實久卿記文
化十二年十二月五日條にみゆ。にいはく、

内教坊謹奏

合舞妓四十部(一)

皇帝破陣樂 石川岸子 伊勢海子 藤井榮

子 紀史子 (中略)

玉樹後庭花 (中略) 櫻田花子 石上太子

青海波子 星川影子

赤白桃李花 (中略) 御池魚子 吉野櫻子

(中略) 貞節子 調律子

(中略)

萬歲樂 (中略) 不破關子 磯部松子

(中略)

喜春樂 酒部盛子 (中略) 春日永子

吳漢綾子 (中略) 大藏收子

右依例謹奏如件

嘉永四年正月七日

蓋いふところの舞妓はすべてその人あるにあ

らず、悉く作名なるべきは一見してこれを察

するに足らむ。

かくて既に傳習成業の舞妓はその後に於ける勤

勞或は技術等により位階を賜ふこと古くよりの例なりき。

(一)是日有勅授内教坊倡女実人朝臣貞刀自從五位下、(續日本後紀承和十二年正月丁卯條)

(十一年正月庚子條にも内教坊妓女石川色

子從五位に叙せらるゝこと出づ)

(二)女叙位○中略 從四位下藤原朝臣能子(典侍)

○中略 從五位下源朝臣豐子(御匣殿藏人大中臣

朝臣吉子(内教坊)中右記長承三年正月九日條

(三)此日女叙位也、余始奉仕執筆、○中略 從五位

位下藤原朝臣朝子(掌侍)○中略 中原朝臣全子

(内教坊)(玉葉安元二年正月十一日條)

(四)外記送女叙位聞書○中略 從五位下橘知子掌

侍(四人省之)源仲子内教坊、(園太曆貞和二

年正月九日條)

(五)早旦女叙位聞書到來、無殊事歟、從五位上藤

原家子典侍(八人省之)外從五位下守山茂子

内教坊 宮道若子女山上雪子闕(下略) (同書六年正月九日條)

右掲の例を以て見れば、位階は從五位下を恒とせるを知るべし。その位記狀に記さるべき恒例の文言また諸書にみえたり。

舞妓

中務伎妙柳枝、齡老梨園、飄薄羅而腰鼻、赴急管而骨輕、宣授光榮以輝教坊可依(前例主者旋行)○内局柱礎抄卷上所載による、
柱史抄卷上等にもいつ

これ等はたゞその一例に過ぎざれど、叙位の典に浴することの容易ならざるを想はしむ。

註

(一)西宮記十二臨時一、諸宣旨條に、

内教坊 頭預 中臣禪子

應和四、二、二十九、別當奏、補五節師以内侍宣

被仰本人及所侍所、以舊舞姬爲師、

本文の例は既に舊制の亂れそめし後のものにならざれど、先輩の妓女より師を撰定すといふは自然の徑

路なりとす。

(2) 園太層の二例は遙に後世のものなれども、制度の遺存を示すに足るべし。特に貞和六年の二名は假作の人物なるべく思はる。これを前文に引ける幕末のそれと併せ考ふるべき、教坊制度の全く空文化するに至りし時代の状を察せしむ。

六 五節舞の推移(上)

内教坊所定の舞踊成業者によつて演出せらるゝ女樂と相對して、中古の宮廷に行はれしものは五節舞なりとす。五節の名義については古來諸説あるも、未だ確信すべきものを見ず。¹⁾

さりながらその舞様が國風のものなりしことは相像するに難からず。類聚三代格卷四に載する弘仁十年十二月廿一日の太政官符にいはいはく、

定雅樂諸師數事

舞師四人、倭舞師一人、五節舞一人、田舞師一人、筑紫諸縣舞師一人、新羅樂師口

人、(下略)

本文の書き連ねやうよりして考ふるも、五節舞

が大陸文化に培れて生れしものにあらざるを想ふいふまでもなく奈良、平安初期等の外來文化渴仰時代に於てはその手法等に唐様の修飾を加へられしことはあるべし。されどこの舞の考案者が天武帝なりと傳へられしことは、その原始の様式を考ふる上に於て重要な事實なるべきを信ず。何となれば、帝は天智帝と異なり、少なくとも半面に著しく國粹主義の聖慮を有し給へりしこと何人も否認し難からむ。しかもその舞が後世まで倭舞、諸縣舞など稱するものと同列に置れしことは、上の推論と相俟つて、五節舞の本體を國風のものとしてせしむる力あるべし。或はいふ、五節の起原を天武帝に歸するの説は俗見にして、吉野神女の説話も雄略帝の吉野行幸のとき童女を舞はしめ給へることより附會せるなりと。²⁾ 然れどもこの説は全然採るに足らざること、續日本紀十五天平十五年五月

癸「條に皇太子のこれを舞ひ給へるを叙し、

宴群臣内裏、○中略 右大臣橘諸兄奉詔、奏太上

天皇曰、○中略 飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖

乃天皇命○中略 此乃舞乎始賜比造賜比伎等聞食氏、

○中略 皇太子斯王爾學志令荷氏云々、

かくの如き一節みゆ。されば天武帝の勅作なり

との説は夙に奈良時代に存せしものにして、少な

くとも時人の承認せしところなりしは明なり。故

に強てこれを否定せんがためには、更に極めて有

力なる反證をあげざるべからず。

次に考ふべきは舞の曲目なれども、これについ

ては何等確實なる資料を得ず。たゞ安倍季尙の「樂

家録、^{卷三}第二十、舞姫之事」條に、

舞姫有大嘗會與五節必舞之、其外無用之、

○中略 舞者謂折柳梅花曲云々、^{巴上直舉密 記之本文}

本文にして信すべくんば、その一曲名は知らる

べし。されど予は輕信を憚る。^{假にこれを探るべしと しても、既に外風舞踊}

の影響を受けたる舞様の詳細に至ては、更に徴すべきものなし。故事要略卷二十七所引西宮記の辰日新

嘗會條には、「次五節舞姫出、自御座西方、列於御

前庇、(每舞姫各有引導姫)舞訖舞有五節、五節

一廻、令五廻畢」とみゆ。右の趣によれば、舞の

始終は五段に分たれ、一廻する間にその一段づゝ

の舞様をなす者なるべし。而してこの舞踊法がい

づれの頃まで正確に傳へられしかを徴するは、最

も興味ある問題なりとす。故事要略卷廿七には東

部王記承平四年十一月二十日條を引いて、

申一剋上御簾中、○中略 雨降、歌者避雨音聲

斷絶、○中略 五節舞畢、右大臣令聞歌數、云

卅終、大臣云年來多奏、五六十終、而近年如

是、舞急也、上已還寢内侍亦不留(下略)

これによるときは當時既に五節の舞曲が漸く人

に飽れつゝありしと覺ゆ。従て出演者も漸次眞摯

ならざるに至りしと見え、

今日新嘗會、○中略 女官四人取脂燭副柱立、
雜女群居御階間簀子敷、狼藉殊甚、○中略 舞
姫進出舞、○中略 如不舞、同散樂、(小右記寛
仁元年十一月二十二日條)

かゝる傾向は漸くその度を加へ來りしかど、王
朝の末までは、舞様も殆ど完全に傳へられ、

見五節舞姫

豐明之會其來尙、仙樂聲々依舊齊、金翠粧嬌
琴曲奏、綺羅衣重舞腰低、禮儀堂上霜初白、
罷宴樓前月欲西、不醉此中爭得去、黃醅清
酒足相携、(本朝無題詩卷二所載、關白忠通
作)

指導者なくては舞ひ得ざる如き失態はあらざりき
鎌倉以降には出演者舞をよくせざるもの多く、南³⁾
北朝以降その技全く絶えたり。4)

註

(1) 五節の名義は古來論說ある如きもその著名なるも

の二種あり。舊說によれば「舉袖五變故謂之五節」
なし、年中行事秘抄所新說にては左氏春秋傳昭公元
年をひき「五節(五聲之節)」の一節に據て、その説立
つ。大塚氏ははく、

遲速本末中聲云なり、此程よき時に樂を終らざ
れば其調子……後には亂舞の如なる是を鄭衛の
淫聲云ひて君子の惡む所也……萬の事調子に
乘て程を過さぬを五節の舞樂に表して……五節

云なり。(蒼梧隨筆卷三)天明五年の稿といふ

月令の傳ふるころも、確證はしがたけれど、大
塚氏の見は附會の説なるべし。舞踊が國風のものな
るやうに認めらる、より考へて、名のみにこまかく
しき出典ありとも思はれず。

(2) 古事記傳卷四十一、雄略帝條にいづ。

(3) 玉葉嘉禎二年十一月十二日條に、「此日五節帳臺試
也、(○中略)次舞姫立舞、(大師相割扶持之)次殿上
人亂舞」⁴⁾といへるはその一證とすべし。

(4) 近代宮廷に傳へられたる舞姫の演技は、全く形式
に留れる者にして何等の傳統或は意義あることなし

廣橋内府兼胤の八槐記元文五年十一月二十五日條に

今夜豊明節會也(中略)舞妓出於東庭作輪三匝樂膳大

(中略)内教坊舞妓出、奇異也、依無五節、有此事

一歟、名目雖彷彿、其事格別也、不足言歟、(中略)坊

家舞妓新儀之上人以嘲弄之、總斷絶之舞作輪流例

也、(中略)大祀之時吉志舞亦作輪、(下略)

本文によるときは舞様は單に輪圈を畫きつゝ、式場をめぐるに過ぎざりしならむ。(長谷卿の語られたるまゝ)

もこれに同じ)その度数は前文三匝とあれど五回に及ぶるも見ゆ。そは寶曆三年十一月十七日條にはく、

○内前公記今日の條にも「舞妓二人……五節
近年再興之處、無異無事相濟、喜悅云々」とあり。

今夜豊明節會也(中略)舞妓二人自南廂東方進出、

関司引導、女孺二人差脂燭(舞女假用省内駈使之

女房)於御庭間作輪五匝、鬘袖五度、此間大歌人發

歌笛、……

なきいへるものこれなり。近く大正即位の儀に行はれしものもこの形式に基けるに過ぎざる如し。